

成田用水施設防火用水使用に関する協定書

この協定書は、国営造成施設管理体制整備促進事業を通じ土地改良施設の多面的機能の発揮及び地域住民が一体となり火災等の緊急災害発生時の消火活動のため、山武郡市広域行政組合消防本部（以下「甲」という。）と成田用水土地改良区（以下「乙」という。）及び芝山町消防団（以下「丙」という。）とは、乙が管理する成田用水事業によって建設された土地改良施設である。水資源開発公団営事業（現 水資源機構）・県営事業・団体営事業（以下「施設」という。）の農業用水を利用し、消化用水として甲及び丙が使用することについて芝山町を立会人として次のとおり協定を締結する。

第1条 成田用水受益地域の近隣で火災が発生し且つ、緊急にてやむを得ない場合に甲及び丙が消火、類焼防止のため、乙の管理する施設内にある農業用水を消火用水として使用するその取り扱い方法について定めることを目的とする。

第2条 甲及び丙の農業用水使用料は、無償とする。

第3条 乙は毎年ごとの通水計画（水田・畑）に基づき通水業務を実施するが、通水状況及びその他施設の管理業務上、消火用水として使用が困難な場合もあるため甲及び丙は了承すること。

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から甲・乙・丙のいずれかから改廃等の申し出がない場合には、継続するものとする。

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合、甲・乙・丙が協議の上解決するものとする。

第6条 緊急時の連絡先については別紙のとおりとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成して甲・乙・丙3者及び立会人が記名押印し、それぞれ1通保有するものとする。

平成19年2月26日

(甲) 住 所	東金市東岩崎1番地17
名 称	山武郡市広域行政組合
代表者氏名	消 防 長 古 川 勝 也

(乙) 住 所	成田市寺台583番地の3
名 称	成田用水土地改良区
代表者氏名	理 事 長 水 野 清

(丙) 住 所	山武郡芝山町小池992番地
名 称	芝 山 町 消 防 団
代表者氏名	団 長 伊 藤 正 夫

立会人 住 所	山武郡芝山町小池992番地
名 称	芝 山 町
代表者氏名	芝山町長 相 川 勝 重